

岐阜公園官民連携にぎわい創出事業
(Park-PFI)

公募設置等指針

令和5年8月
(令和5年9月修正版)

岐阜市

■用語の定義

P-PFI	<p>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</p> <p>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称：P-PFI) と呼称。</p>
公募対象公園施設	<p>都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。</p> <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</p>
特定公園施設	<p>都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</p>
利便増進施設	<p>都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。</p>
公募設置等指針	<p>P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</p>
公募設置等計画	<p>都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</p>
設置等予定者	<p>審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</p>
認定計画提出者	<p>審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</p>

目次

1	事業の概要	1
(1)	事業の目的	1
(2)	公園の概要	2
(3)	岐阜公園再整備計画	4
(4)	事業範囲	5
(5)	事業の流れ	8
(6)	その他	9
2	公募対象公園施設等の設置等に係る事項	10
(1)	公募対象公園施設の種類について	10
(2)	公募対象公園施設等の場所について	11
(3)	設置又は管理の開始の時期	13
(4)	公募対象公園施設の使用料の額の最低額	13
(5)	特定公園施設の建設に関する事項	13
(6)	利便増進施設の設置に関する事項（認定計画提出者の任意）	14
(7)	都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置	14
(8)	認定の有効期間	14
3	公募の実施に関する事項等	15
(1)	公募への参加資格	15
(2)	設置又は管理の許可手続き手順	16
(3)	提供情報(現地測量図等)	16
(4)	事業破綻時の措置	16
4	公募の手続きに関する事項等	17
(1)	日程	17
(2)	応募手続き	17
(3)	事務局	20
(4)	受付時間	20
(5)	審査方法等	20
(6)	公募設置等予定者等の決定	24
(7)	公募設置等計画の認定	24
(8)	契約の締結等	24
(9)	法規制等	24
(10)	リスク分担	25

1 事業の概要

(1) 事業の目的

岐阜公園は織田信長公により天下統一の足掛かりとした、岐阜城が築かれた金華山と、1300年以上の歴史を有する「ぎふ長良川の鶴飼」が行われている清流長良川など、岐阜固有の豊かな歴史・文化・自然に抱かれた年間100万人が訪れる本市を代表する総合公園です。

本公園は、明治21年に開園し、市民をはじめ多くの人々に親しまれてきました。戦後の高度経済成長期には、図書館や動物園、水族館等、時代の要請に応じた様々な施設が整備され、人々の憩いの場となってきました。

昭和59年から断続的に発掘調査が行われ、金箔飾り瓦や陶磁器、巨石、庭園遺構等が出土しています。これら発掘された出土品や遺構は、当時のイエズス会宣教師ルイス・フロイスが書簡に書き記した、信長公が時の有力者をもてなした居館の存在を裏付けるものでした。こうした歴史的価値が認められ、平成23年に岐阜公園の一部を含む金華山全域が国史跡岐阜城跡に指定され、平成27年には、「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜のストーリーが日本遺産の第1号に認定されました。

本市では、現在、岐阜公園が持つ歴史的な価値と、金華山・長良川等の豊かな自然環境を活かし、本市を代表する観光拠点にふさわしい歴史公園として、市民や観光客の方々に親しまれる公園となるよう再整備を進めています。

こうした中、本事業は、岐阜公園の来園者の増加、満足度の向上及び川原町への回遊など地域の活性化を図るため、公募設置管理制度(P-PFI)を活用し、来園者への「おもてなし」の向上に寄与する飲食や土産品等を提供する飲食物販施設等の整備・拡充を行うことを目的に実施するものです。

多くの民間企業の皆様から、豊富な経験と自由な発想による魅力に満ちた提案がなされ、より優れた提案を現実のものとしていくことで、市民をはじめとした多くの人々が集まり、楽しみ、憩うことができる岐阜公園が形づくられていくことを期待します。

(2) 公園の概要

岐阜公園の概要について次のとおり示します。

■周辺環境

「ぎふ長良川の鵜飼」で有名な長良川の左岸に隣接し、対岸には長良川温泉の旅館やホテルが立ち並びます。また、長良川の水運を利用した川湊として栄え、今でも格子戸のある古い町並みが見られる川原町に隣接するなど、観光資源に恵まれた立地にあります。

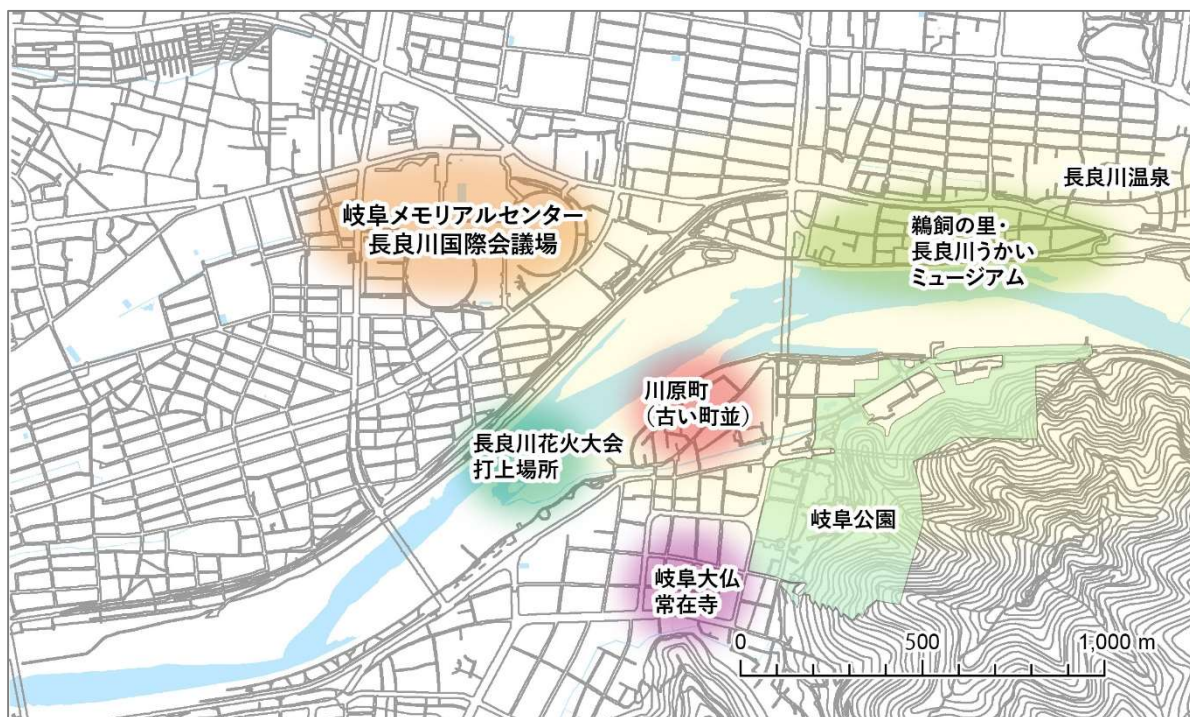


図1 岐阜公園周辺の観光資源

(3) 岐阜公園再整備計画

現在、下図のとおり岐阜公園の再整備を計画しています。大きくは、①信長公時代の居館遺跡が発掘調査で確認された山麓部において、本物に「触れ」、信長公が過ごした戦国を「感じ」、後世に「伝える」ため、山麓部居館庭園の復元的整備及び歴史的資産をわかりやすく解説する山麓部ガイダンス施設の整備、②来訪者を山麓部へ誘う主動線となる岐阜公園を縦断する「戦国の大道」など園路の整備及び来訪者がふれあい憩うことができる広場の整備、③来訪者の利便性向上を図るため大宮町駐車場の拡張整備を本市が計画的に実施していくとともに、Park-PFI 制度による便益施設の整備・導入を計画しています。

公園拡張区域を中心とした便益施設の整備・導入を想定していますが、事業対象区域を広く設定していますので、自由な提案を期待しています。

また、将来的には、総合案内所や萬松館の既存施設の利活用等を検討していく予定としております。

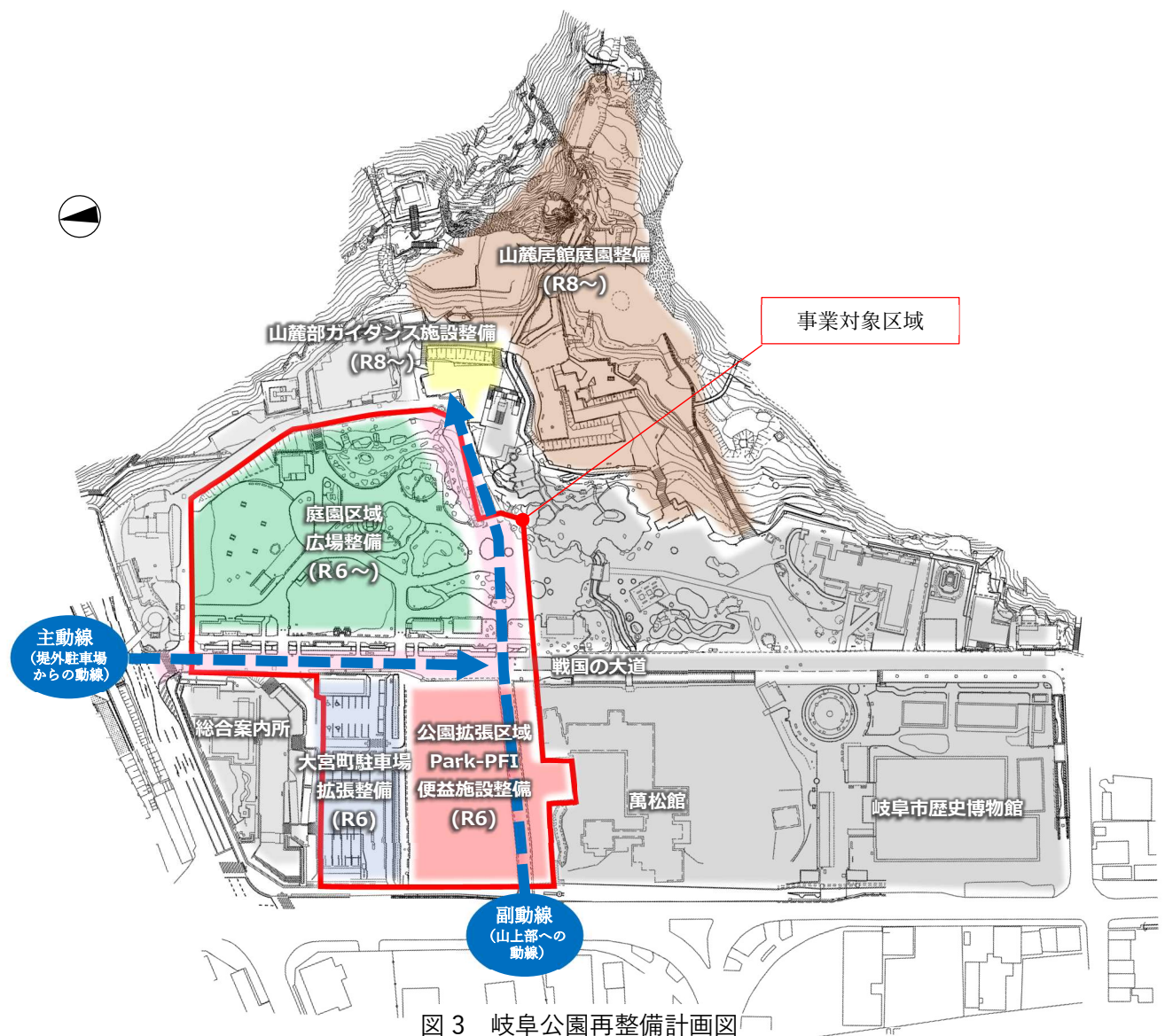


図3 岐阜公園再整備計画図

(4) 事業範囲

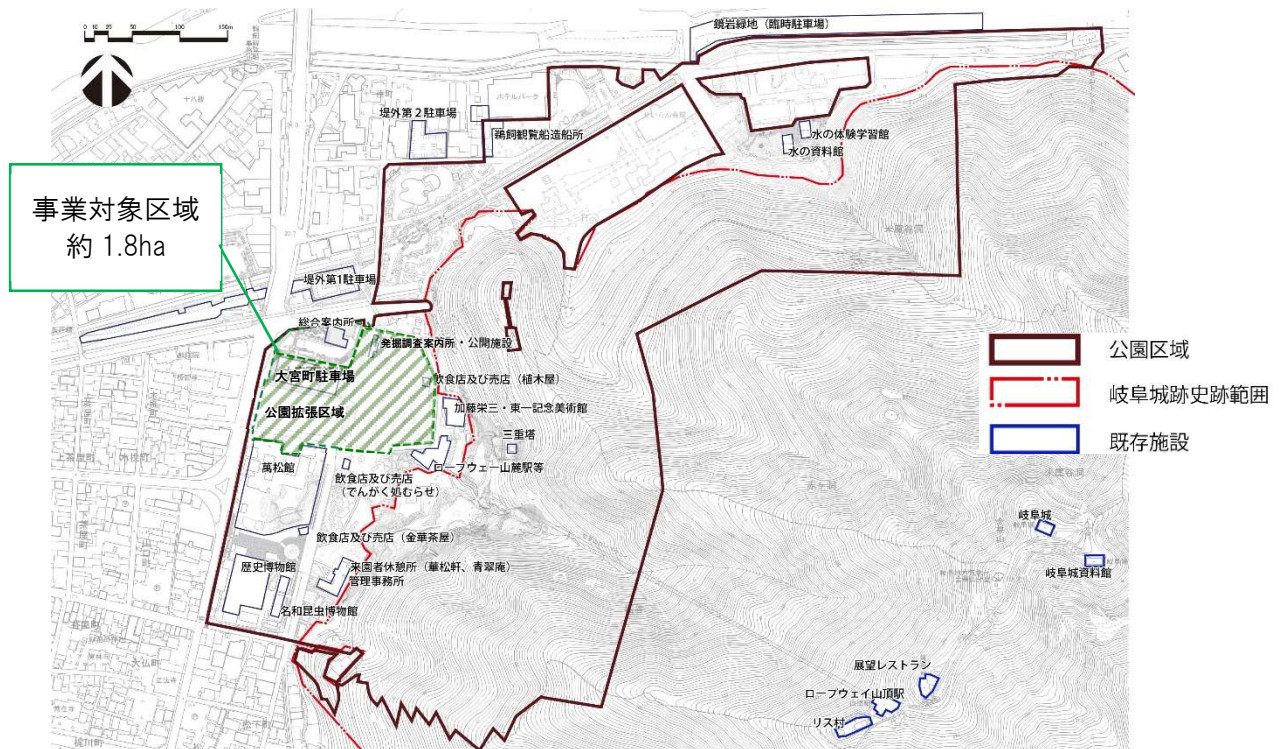


図4 岐阜公園及び事業対象区域位置図



写真1 現地航空写真(鳥瞰)

平成30年3月撮影

■事業概要

認定計画提出者が担う事業の対象は以下のとおりとします。なお、公募対象公園施設と特定公園施設のイメージを下図に示しています。

- ・ 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務
- ・ 特定公園施設の設計・建設・譲渡業務
- ・ 特定公園施設の日常清掃
- ・ 利便増進施設の設置及び管理運営業務（設置を希望する場合）

*** 事業終了後の公募対象公園施設の取り扱い：原則として原状回復**

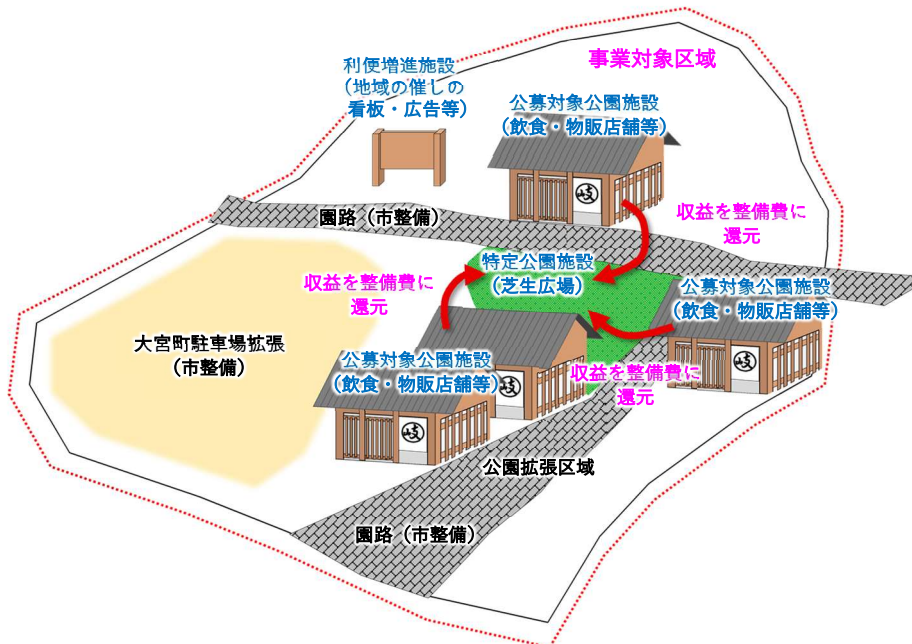


図5 事業イメージ(模式図)

< 費用負担及び役割分担 >

		公募対象公園施設	特定公園施設	その他岐阜公園区域 (一部施設を除く)
整備 (設計含む)	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	市
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者 (+市の負担)	市
	位置付け等	認定計画提出者が都 市公園法に基づく設 置許可を受けて設置	公園施設譲渡契約に より認定計画提出者 が建設し市へ譲渡	再整備計画に基づき 市が実施
管理運営	実施主体	認定計画提出者	市	市
	費用負担	認定計画提出者	市	市
	所有者	認定計画提出者	市	市
	位置付け等	認定計画提出者が都 市公園法に基づく設 置許可を受けて管理 運営(市に使用料を 納付)	管理運営は原則とし て市が行い、認定計 画提出者は基本協定 に基づき日常清掃等 の実施	—

※事業対象区域内の公募対象公園施設及び特定公園施設に該当しない区域は、その他岐阜公園区域に含みます。
 ※事業対象区域内で認定計画提出者が公募対象公園施設に関連するイベント等を主催し、その行為に対する許可を受けたときの使用料は免除とします。

■民間活力導入エリア（事業対象区域）

本事業対象区域は、公園拡張区域、大宮町駐車場、庭園区域とします。2(2)図7の公募範囲図を参照してください。

面積：約 17,700 m²

うち 公園拡張区域 約 4,400 m²
 大宮町駐車場 約 2,300 m²
 庭園区域 約 11,000 m²

区域の概要：

名称	概要	現況
公園拡張区域	大宮町駐車場に隣接する公園区域	仮設駐車場
大宮町駐車場	大型バス・障がい者等駐車場	既存駐車場あり
庭園区域	大宮町駐車場東側の庭園区域	庭園

関係法令等の規制：

事業対象地における都市計画法等の規制や条例を下表に示します。整備内容により、関係法令及び条例を遵守し、関係機関へ必要な協議確認を行う必要があります。

特に本公園内は埋蔵文化財包蔵地であるため、計画を決定する際には遺構の取扱いについて本市文化財保護課との事前協議が必要となります。文化財の試掘については、市で実施済みですが、施工規模等によっては発掘調査が必要となる場合があります。発掘調査が必要となった場合は、本市が実施するため、工程調整が必要となります。

項目	内容
都市計画	市街化区域
用途地域	商業地域・第1種住居地域
容積率	400%（商業地域）、200%（第1種住居地域）
建蔽率	12%（通常 2%+特例 10%、都市公園法及び岐阜市都市公園条例に基づく） 80%（商業地域）、60%（第1種住居地域） 40%（第2種風致地区）
防火地域等	準防火地域かつ建築基準法第22条区域
文化財	埋蔵文化財包蔵地
風致・景観	一部が第2種風致地区（高さ制限 10m） 岐阜市景観条例における景観重要区域 B 地区、C 地区（高さ制限 20m）
駐車場附置義務条例	商業地域・近隣商業地域、周辺地区

(5) 事業の流れ

公募設置等予定者の選定から公募設置等指針の認定、基本協定の締結まで、以下の手順により進めます。

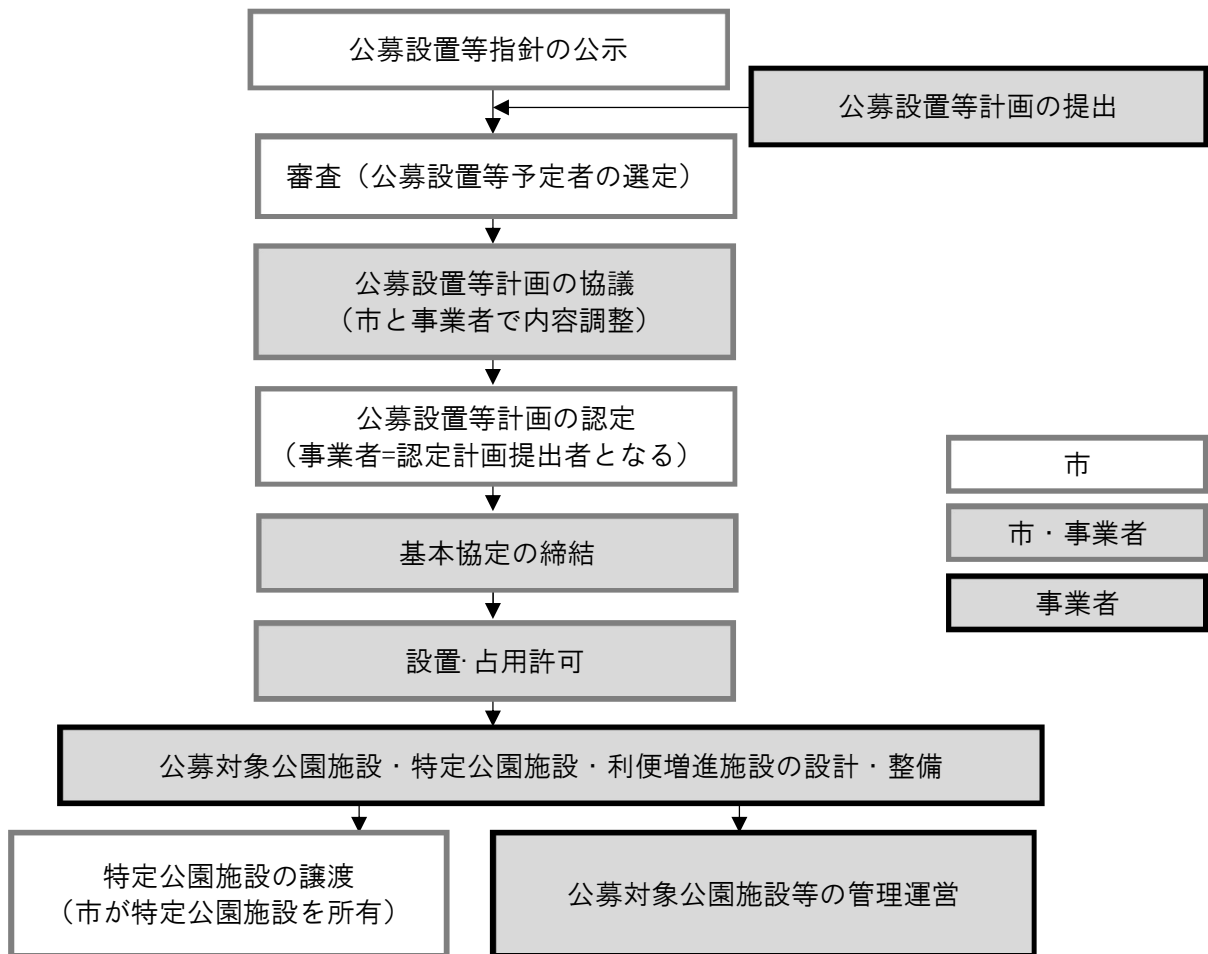


図6 事業の流れ

① 公募設置等予定者の選定

本市が公示した公募設置等指針に対する応募を受け、本市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

② 公募設置等計画の認定

選定後、本市と応募者において公募設置等計画について協議を行います。その後、本市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、本市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき本市と協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

④ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置許可により、公募対象公園施設の設置、維持管理及び運営を行っていただきます。

なお、工事期間中は公園使用料を免除するものとします。

⑤ 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、整備完了後、本市が建設に要する費用の一部を負担し当該特定公園施設を取得します。

なお、整備完了後に市へ譲渡する施設であるため公園使用料を免除するものとします。

⑥ 特定公園施設の管理

特定公園施設の引渡しを終了した以降、原則として本市が管理運営を行います。なお、認定計画提出者においては、基本協定に基づき、特定公園施設の日常清掃等を実施していただきます。

⑦ 利便増進施設の設置、管理運営（認定計画提出者の任意）

認定計画提出者が認定計画に基づき利便増進施設の設置を希望するときは、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

(6) その他

① 認定計画提出者が行うイベント

認定計画提出者は、本事業の趣旨に鑑み、公募対象公園施設に関連する岐阜公園のにぎわい創出に寄与するイベント等を自ら企画・実施してください。認定計画提出者が主催する事業対象区域内におけるイベント等での行為許可に伴う公園使用料は免除とします。ただし、イベントの内容によっては、見直しをしていただく場合又は実施できない場合があります。

② 認定計画提出者以外が行うイベント

事業区域内において、認定計画提出者以外の者から岐阜市都市公園条例第3条第1項に記載する行為を行いたいと申し出があった場合は、本市はその内容を審査し、認定計画提出者と協議のうえ、許可の可否を決定します。許可した場合、本市は岐阜市都市公園条例第9条第1項で定める公園使用料等を許可者（認定計画提出者以外の者）より徴収するものとします。

③ 指定管理者制度

本事業に関連して、特定公園施設及びその他岐阜公園区域における指定管理者制度の導入は予定しておりません。

2 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類について

- ・公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている施設で主に飲食店・売店等の便益施設を想定しており、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものとし、公園施設に該当しない施設は認められません。
- ・来園者の増加、満足度の向上及び周辺の川原町への回遊など地域の活性化に資する施設を期待します。

① 建設に関する条件

ア 店舗設置について

- ・建物配置は、金華山や岐阜城、三重塔等の良好な眺望に配慮するとともに、建物の大きさや形状等を工夫しながら、魅力的で公園のにぎわいが創出できる空間としてください。
- ・飲食店・売店等の便益施設については、複数店舗提案してください。なお、戸建てによる複数店舗の設置、戸建て建物内での複数店舗の設置又はそれらの組み合わせのいずれにおいても提案可能とします。
- ・原則として来客者用等の施設用駐車場の設置はできません。なお、必要最小限において管理車両用駐車場の設置は可能とします。

イ デザイン

- ・内観、外観を問わず観光客や地元住民が楽しめるような岐阜らしさを考慮したものとしてください。ただし、外観は、歴史公園のコンセプトに沿った和をイメージさせるものとし、周辺の既存施設との調和を考慮したものとしてください。
- ・施設はユニバーサルデザインに配慮したものとしてください。

ウ 安全性・公共性

- ・公募対象公園施設に関する公園の誘導サインは、本市で設置します。誘導サインの設置箇所等については、設置等予定者の選定後、設置等予定者に設置箇所等の意見を聞いた上で本市が決定します。

エ インフラ整備

- ・公募対象公園施設の整備が可能な範囲の付近には、別紙3既設埋設管位置図のとおり、インフラ施設が敷設されています。公募対象公園施設に必要なインフラの接続は、各インフラ関係者と協議し、認定計画提出者の負担にて行ってください。

オ 建築面積

- ・公園施設として設けられる建築物の建ぺい率（建築面積の公園供用面積に対する割合）の制限は、都市公園法及び岐阜市都市公園条例の規定により、通常2%のところ、公募対象公園施設については特例措置により12%と定められています。公園供用面積は21.7haであることから、事業対象区域の建築面積の制限（上限）は設けませんが、既存施設や公園の景観な

どを考慮した規模で提案してください。

- ・都市計画法（商業地域 80%、第 1 種住居地域 60%）及び岐阜市風致地区条例（第 2 種風致地区 40%）による建蔽率の制限については、それぞれ属する地域・地区によります。

② 管理運営に関する条件

- ・営業時間については、周辺的环境や岐阜公園等の他施設に配慮して提案してください。
- ・音や照明については、周辺的环境へ配慮してください。
- ・アルコール類の販売は可能としますが、自動販売機による販売は不可とします。
- ・円滑な管理・運営が可能な従業員の配置を行うとともに、地震・火災等緊急時の危機管理に対応可能な体制としてください。
- ・岐阜公園には教養施設等複数の施設があることから、これらの管理者と連携を図り、公園全体の活性化に協力してください。なお、具体的な連携については市が調整、情報共有を図ります。
- ・原則として、設置許可期間が満了するまでに、認定計画提出者の責任及び負担において公募対象公園施設を撤去し、原状回復を行ってください。

(2) 公募対象公園施設等の場所について

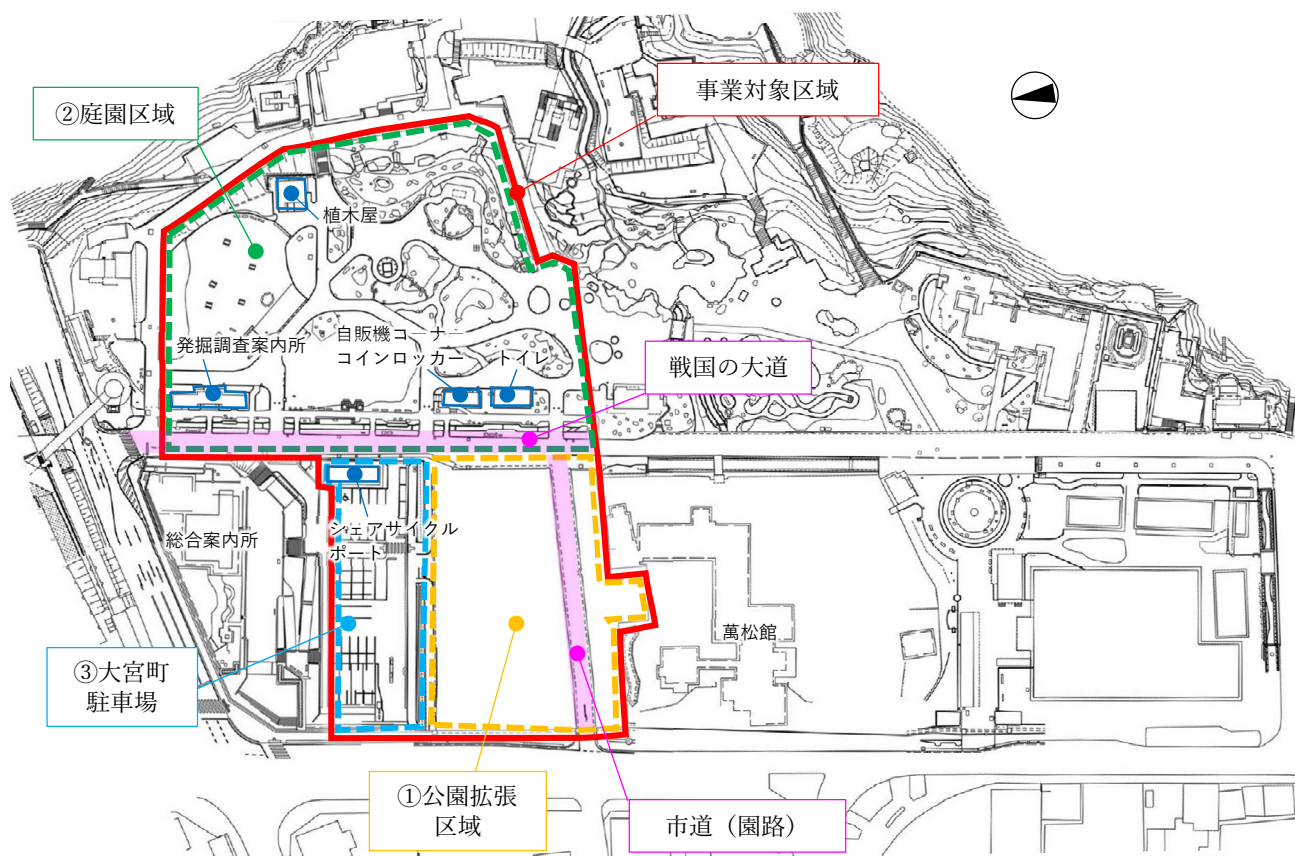
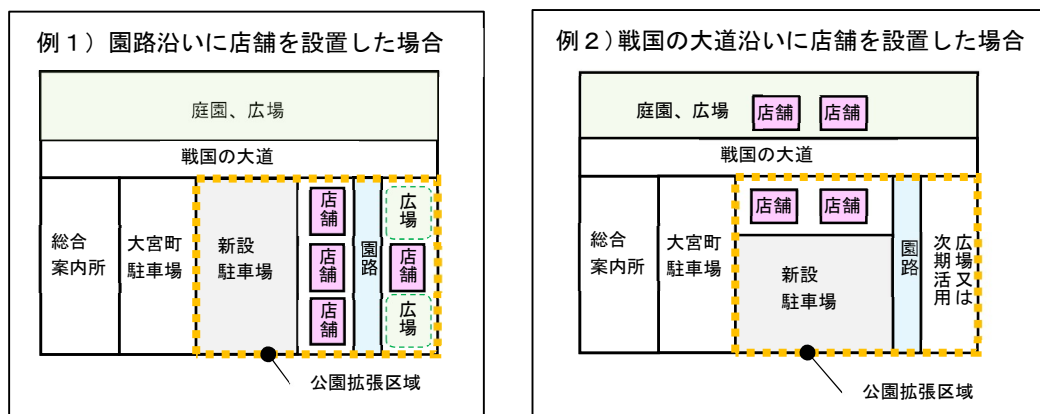


図 7 公募範囲図

- ・図 7 に示す事業対象区域内において、公募対象公園施設、特定公園施設（芝生広場）の配置を提案してください。この提案に関連して、本市が整備する大宮町駐車場拡張整備、庭園区域広場整備について、駐車場の整備範囲や園路の整備など、調整が必要な事項があれば、合わせて提案してください。

- ・本市は、公募対象公園施設と特定公園施設以外の部分について、1(3)の岐阜公園再整備計画に記載のとおり広場・園路・駐車場等の整備を上記の提案も踏まえ行います。
- ・公募対象公園施設、特定公園施設は、公園拡張区域、庭園区域のいずれか又は両方に設置の提案をすることが可能ですが、公園拡張区域を有効に活用できるような提案としてください。



① 公園拡張区域

【認定計画提出者】 便益施設（飲食店・売店等）等の公募対象公園施設、特定公園施設を設置
 【岐阜市】 園路、駐車場、広場等を設置

- ・公園拡張区域内の市道は公園の園路として活用する予定としておりますが、幅や位置の変更に関して提案することは可能とします。ただし、この道路は文化的景観の重要な構成要素として指定されているため、変更内容によっては手続きに時間を要する場合や計画の変更を生じる場合があります。
- ・本市の行う大宮町駐車場拡張整備は、大宮町駐車場と合わせて、普通車 50 台以上、障がい者等駐車場 12 台、バス 9 台が駐車できるものとし、入口やゲート等は大宮町駐車場と共通を予定しています。
- ・公園拡張区域の内、公募対象公園施設、特定公園施設以外の部分は、本市が整備します。その工事完成時期は、認定計画提出者の工事完成時期と同時期とします。

② 庭園区域

【認定計画提出者】 便益施設（飲食店・売店等）等の公募対象公園施設、特定公園施設を設置
 【岐阜市】 園路、広場等を設置

- ・戦国の大道は、幅や位置の変更は原則として行いません。
- ・公募対象公園施設、特定公園施設以外の部分は、1(3)の岐阜公園再整備計画に記載のとおり本市が広場として整備します。ただし、認定計画提出者の工事と同調が必要と判断される区域については、その整備について協議の上で対応します。
- ・発掘調査案内所、自販機コーナー・コインロッカーは撤去予定、トイレについては建て替え予定、売店（植木屋）については存置の予定です。

③ 大宮町駐車場

【岐阜市】 既設利用

- ・原則として既設利用とし、大宮町駐車場拡張整備との取り合いや駐車マスの配置変更等の整備

を行う場合があります。

- ・シェアサイクルポート機能については、存置の予定です。

(3) 設置又は管理の開始の時期

- ・令和5年度末までに計画認定、基本協定締結を予定しています。
- ・公募対象公園施設の設置許可は工事着手時からとします。
- ・令和7年3月末までに供用開始するものとします。
- ・発掘調査等に関しては、本市の負担で実施します。(建物基礎等で現況地盤より概ね50cm以上掘削する場合は発掘調査の協議が必要となります。)

(4) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

公募対象公園施設の設置に関する使用料の最低額は以下となります。対象面積及び年間使用料について提案してください。なお、使用料については、公募対象公園施設の工事期間は免除とします。

公募対象公園施設の使用料の下限	(新設の場合) 160円/㎡/月 岐阜市都市公園条例より
-----------------	--

(5) 特定公園施設の建設に関する事項

事業対象区域内において、公募対象公園施設と連携し、来園者へのサービス向上や利便性を高める特定公園施設として、芝生広場を以下の点を踏まえてご提案ください。

1) 特定公園施設の建設について

- ・公募対象公園施設を利用する来園者をはじめ岐阜公園の利用者が飲食や休憩に利用でき、また、公募対象公園施設と連携したイベント等が開催できる場として活用できる芝生広場を、特定公園施設として整備してください。なお、芝生広場の仕様概要は以下のとおりとします。
 - ・公募対象公園施設と一体的に活用できる500㎡以上の芝生広場であること
 - ・防犯上必要と考えられる照明設備を備えること
 - ・10名程度が休憩できるように固定式ベンチ等を備えること
 - ・散水用の管理水栓を1基備えること
 - ・ユニバーサルデザインに配慮されていること
 - ・既存舗装等の撤去及び造成は本市で実施する

2) 市による特定公園施設の建設費用の負担

- ・特定公園施設の建設に要する費用は、公募対象公園施設から見込まれる収益等及び本市からの負担により賄ってください。本市の負担を求める場合は、その金額を提案してください。できるだけ本市の負担を低減する提案としてください。
- ・本市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。

特定公園施設について市の負担額の上限	5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）
--------------------	-------------------------

- ・原則として本市の負担額は、認定計画提出者が本市に負担を求める額として提案した額を上回ることはできません。また、本市の負担額は、整備に要する費用に対して9割未満とします。
- ・本市の負担額は、認定計画提出者との設計協議を経て、最終的な計画内容とその工事費内訳を提出していただいた後、本市が金額を精査したうえで、協議し決定するものとします。
- ・本市の負担額は「官民連携型賑わい拠点創出事業（社会資本整備総合交付金）」を活用する予定としており、申請に必要な書類の作成について、認定計画提出者に協力していただきます。

(6) 利便増進施設の設置に関する事項（認定計画提出者の任意）

利便増進施設の設置を希望する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、駐輪場、地域における催しに関する情報提供のための屋外広告物です。ただし、設置には市との協議が必要となります。

利便増進施設を設置する場合の公園施設占用使用料は以下のとおりです。

利便増進施設・公園施設占用使用料	370 円/m ² /月	岐阜市都市公園条例より
------------------	-------------------------	-------------

(7) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

- ・特定公園施設については、原則として本市が管理運営を行います。なお、認定計画提出者においては、基本協定に基づき、特定公園施設の日常清掃等を実施していただきます。
- ・日常清掃等とは、特定公園施設に捨てられる等したゴミの収集と処分を想定しています。また、公募対象公園施設で販売等をする飲食物のゴミ等については、適切に回収するようゴミ箱の設置等を予定してください。なお、これらを上回る環境の維持及び向上措置を提案することも可能です。
- ・日常清掃等及びそれを上回る環境の維持及び向上措置は、公募対象公園施設からの収益等により認定計画提出者が支出してください。
- ・芝生広場を使い、公園と一体的な利用を促し、岐阜公園の魅力を伝えるイベントを提案してください。特に、夏と冬の来園を促進するイベントを提案してください。

(8) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手日から20年間とし、公募対象公園施設の撤去（原状回復）の期間も含みます。

公募対象公園施設の設置許可期間は当初10年間とし、認定計画提出者から設置許可の更新の申請により、公募設置等計画の認定期間内で再度許可することとします。ただし、設置許可期間には、公募対象公園施設の撤去（原状回復）の期間も含みます。

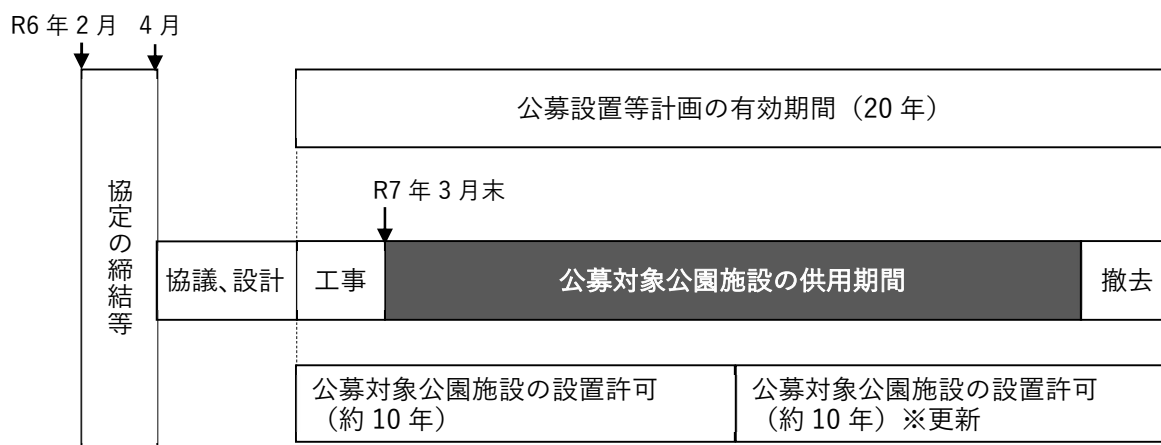


図8 事業期間の設定(予定)

3 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

1) 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- エ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止を受け、当該資格停止期間を経過していない法人
- オ 最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当する法人
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

2) 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- イ グループで応募する場合は、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- エ 応募法人等の内で、特定公園施設の設計業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、都市公園又は都市公園と類似した施設の設計実績を備えることとします。
- オ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規

定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。また、都市公園又は都市公園と類似した施設の建設工事実績を備えることとします。

カ 代表法人は公募対象公園施設の設置許可を受け、特定公園施設を本市に譲渡する法人とし、公募対象施設及び特定公園施設の整備・管理運営について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。なお、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備・管理運営については、代表法人自らが実施する、もしくは構成法人に実施させることとします。

3) 応募条件

- ・ 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。
- ・ 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

(2) 設置又は管理の許可手続き手順

公募設置等予定者の選定から公募対象公園施設の設置許可までの手続き、許可条件等については1(5)の事業の流れに記載の通りです。

(3) 提供情報(現地測量図等)

参考資料として、以下を添付します。

別紙1_事業範囲図

別紙2_地質調査結果

別紙3_埋設物平面図

別紙4_公園の現況(公園の利用者数・周辺施設現況など)

(4) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、本市の承認により別の民間事業者が事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復して本市に返還していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・原状回復・返還を行わない場合、本市は、認定計画提出者に代わり撤去・原状回復を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

4 公募の手続きに関する事項等

(1) 日程

以下を参考に公募手続きまでの日程は以下の通りです。

公募設置等指針の交付	令和5年8月18日(金)～令和5年11月30日(木)
公募設置等指針等説明会申込期限	令和5年8月28日(月)17時30分まで
公募設置等指針等説明会	令和5年9月6日(水)
質問書受付	令和5年8月28日(月)～令和5年9月13日(水)
質問書回答	令和5年9月28日(木)までに回答
質問書受付(追加)	令和5年9月29日(金)～令和5年10月16日(月)
質問書回答(追加)	令和5年10月31日(火)までに回答
公募設置等計画の受付	令和5年11月16日(木)～令和5年11月30日(木)
審査(プレゼンテーション)	令和5年12月頃
公募設置等予定者等の通知	令和6年1月頃
公募設置等計画の認定	令和6年1月頃
基本協定締結	令和6年2月頃
認定計画提出者による工事	令和6年10月頃～令和7年3月頃
供用開始	令和7年3月末まで

(2) 応募手続き

1) 公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、以下のとおり配布します。

配布期間：令和5年8月18日(金)～令和5年11月30日(木)

配布場所：岐阜市役所15階 都市建設部歴史まちづくり課

市のウェブサイトからもダウンロードを行うことができます。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005619/1022379.html>

2) 公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

なお、説明会に参加しなくても公募設置等計画を提出することは可能です。また、参加しないことにより審査において不利になることはありません。

使用様式：様式1「公募設置等指針等説明会 参加申込書」

申込期限：令和5年8月28日(月)17時30分まで

申込方法：電子メール

アドレス：rekimachi@city.gifu.gifu.jp

申込先：都市建設部歴史まちづくり課「岐阜公園官民連携にぎわい創出事業」担当

開催日時：令和5年9月6日(水)

なお、時間及び会場等の詳細については、別途通知します。

参加人数：1社あたり2名まで

3) 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。
回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式2「質問書」

受付期間：令和5年8月28日（月）～令和5年9月13日（水）まで

（追加）令和5年9月29日（金）～令和5年10月16日（月）まで

提出方法：電子メール

※件名（subject）は「岐阜公園質問」と記載してください。

アドレス：rekimachi@city.gifu.gifu.jp

提出先：都市建設部歴史まちづくり課

回答日：令和5年9月28日（木）までに回答

（追加）令和5年10月31日（火）までに回答

回答方法：質問書を提出された方全員のメールアドレスへ回答し、市のウェブサイトにも回答を公表します。

4) 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間外には受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）

受付期間：令和5年11月16日（木）～令和5年11月30日（木）まで

ただし、土日祝日を除く。

受付場所：岐阜市役所15階 都市建設部歴史まちづくり課

提出方法：受付場所へ持参

<公募設置等計画等作成の注意事項>

- ・ 公募設置等計画等の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・ 「4. 公募設置等計画」はA4判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。（提案者名を記載しないでください。）
- ・ イメージパース、収支計画はA3判横書きとしてください。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

- 提出時には、提出書類と同じ内容を保存した CD-R 又は DVD-R を提出してください。
なお、収支計画は Excel 形式のまま提出してください。

<公募設置等計画等関係書類一覧>

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1 参加申込書兼誓約書	様式 3	1 部	1 部
2 応募制限関連書類	—	—	—
(1) 法人の概要	様式 4	1 部	1 部
(2) 定款又は寄付行為の写し	—	1 部	1 部
(3) 法人登記簿謄本及び印鑑証明	—	1 部	1 部
(4) 役員名簿	様式 5	1 部	1 部
(5) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい	—	1 部	1 部
(6) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近 3 年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表	—	1 部	1 部
(7) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい	—	1 部	1 部
(8) 財務状況表	様式 6	1 部	1 部
3 応募資格関係書類（該当する法人について提出）	—	—	—
(1) 特定建設業許可通知書の写し	—	1 部	1 部
(2) 特定公園施設の設計に係る実績を証する書類	様式 7	1 部	1 部
(3) 特定公園施設の工事に係る実績を証する書類	様式 8	1 部	1 部
4 公募設置等計画	様式 9	1 部	10 部
1 事業の概要	様式 9-1	1 部	10 部
(1) 事業の実施方針			
(2) 事業の実施体制			
(3) 施設の配置計画			
(4) 施設の管理運営計画			
(5) 事業全体のスケジュール			
2 設置又は管理の概要	様式 9-2	1 部	10 部
(1) 公募対象公園施設の設置又は管理の目的			
(2) 公募対象公園施設の種類、場所			
(3) 公募対象公園施設の設置又は管理の期間			
3 公募対象公園施設の構造、施工計画等	様式 9-3	1 部	10 部
(1) 公募対象公園施設の構造（建築概要）			
(2) 公募対象公園施設の工事実施の方法			
(3) 公募対象公園施設の工事の時期			

(4) 建築一般図（配置図、各階平面図、立面図、断面図等） (5) イメージパース（外観パース、内観パース）			
4 公募対象公園施設の使用料の額 (1)公募対象公園施設の使用料の額	様式 9-4	1 部	10 部
5 特定公園施設の建設に関する事項 (1) 特定公園施設の建設内容 (2) 特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法	様式 9-5	1 部	10 部
6 利便増進施設の設置に関する事項 (1) 利便増進施設の内容	様式 9-6	1 部	10 部
7 都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置 (1) 特定公園施設の清掃等の考え方 (2) 魅力向上事業等	様式 9-7	1 部	10 部
8 資金計画及び収支計画	様式 9-8	1 部	10 部

(3) 事務局

岐阜市役所

都市建設部歴史まちづくり課

住 所：〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1

電 話：058-214-4596／FAX：058-262-0512

メールアドレス：rekimachi@city.gifu.gifu.jp

(4) 受付時間

事務取扱は 8 時 45 分～17 時 30 分までとします。

(5) 審査方法等

審査は以下の手順での実施を予定しています。

- ・ 一次審査(参加資格等基本的な書類審査)
- ・ 二次審査(選定委員会による提案内容の審査、プレゼンテーション等)

1) 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、以下の点について審査します。審査の結果、これらの条件を満たしていないと認められる場合、事務局の意見を付して、選定委員会へ送付します。なお、提案の内容について、不明な点等がある場合は、応募者に対して回答を求めることがあります。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・ 公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・ 記載すべき事項が示されていること
- ・ 認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

2) 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、岐阜公園公募設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、4) で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

3) 選定委員会

本市は公募設置等計画の審査にあたり、岐阜市プロポーザル審査委員会規則（平成 25 年岐阜市規則第 18 号）に基づき、選定委員会を設置します。なお、選定委員会の会議は非公開とします。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について 4) で示す評価の基準、内容に基づき審査を行い、最優秀提案及び次点提案を選定します。また、応募が 1 者の場合は、最優秀提案としての適否を審査します。

なお、審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方又は両方について、該当案なしとする場合があります。

選定委員会の委員は以下のとおりです。

<選定委員会委員>

(敬称略)

	氏 名	所 属
委員長	丸山 宏	名城大学名誉教授
副委員長	三井 栄	岐阜大学 社会システム経営学環 教授
委員	高屋 麻里子	滋賀県立大学講師
委員	永井 京子	永井会計事務所

4) 評価の基準

評価項目の内容及び配点は、以下のとおりとします。

<評価項目・内容及び配点>

評価項目	評価の視点	配点	計
事業の実施方針	岐阜公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜公園が有する歴史・文化・自然を活かした再整備の「コンセプトに合致」しているか ・観光の拠点として「魅力的な事業運営方針」となっているか ・岐阜公園の「特性を活かした事業運営方針」となっているか 	10	15
	地域や公園内既存施設との連携方策について <ul style="list-style-type: none"> ・地域や公園内既存施設との「連携した提案」がされているか ・公園を拠点とした地域の「回遊性を高める提案」がされているか ・岐阜公園全体の「情報発信」が提案されているか 	5	
事業実施体制	応募法人等の役割分担・実績・財務健全性について <ul style="list-style-type: none"> ・「役割分担が明確」であるか ・公園施設の「設計・整備実績」があるか ・「財務体質は健全」であるか 	5	15
	業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置について <ul style="list-style-type: none"> ・業務が「円滑に実施できる体制」であるか ・緊急時において「適切な対応ができる体制」であるか ・事業を進めるに当たり、「必要な人員が配置」されているか 	5	
	市内事業者等の活用について <ul style="list-style-type: none"> ・「市内事業者の活用」や「市内在住者の雇用」の提案があるか 	5	
施設の整備計画	公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について (公募対象公園施設) <ul style="list-style-type: none"> ・来園者の利便の向上に資する「飲食・物販などの施設計画」となっているか ・「公園拡張区域を有効に活用した計画」となっているか ・公園全体の「動線を考慮した計画」となっているか 	10	30
	岐阜公園の歴史・景観や周辺施設等と調和したデザインについて (公募対象公園施設、特定公園施設) <ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設と調和した、歴史公園に「相応しいしつらえ」となっているか ・「岐阜らしいデザイン」となっているか 	5	
	公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について (特定公園施設、利便増進施設) <ul style="list-style-type: none"> ・「快適に過ごすことのできる広場計画」となっているか ・イベントなど「活用しやすい広場計画」となっているか ・利便増進施設が「効果的に設置」されているか 	5	
	ユニバーサルデザイン、バリアフリー等への配慮について (公募対象公園施設、特定公園施設) <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが「利用しやすい施設計画」となっているか 	5	
	現状課題に対する整備計画、工程計画について <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年3月末までに供用開始するための「適切な工程計画」となっているか ・「埋蔵文化財に配慮した計画」となっているか ・「既設埋設物に配慮した計画」となっているか 	5	

施設の管理運営計画	公園利用者の利便の向上に資する管理運営計画について	10	20
	<ul style="list-style-type: none"> ・「集客に繋がるサービス」が提供できる計画となっているか ・「岐阜ならではのサービス」が提供できる計画となっているか ・「環境に配慮した計画」となっているか 		
	地域等の連携を含めた公園の活性化に資する計画について	5	
施設の管理運営計画	公園環境を維持向上するための清掃などの日常管理について	5	
	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設(芝生広場)の「維持管理計画は適切」であるか ・公募対象公園施設や特定公園施設以外においても「公園環境の維持向上」に向けた提案がされているか 		
事業計画	持続的な資金計画、収支計画について	10	15
	<ul style="list-style-type: none"> ・「資金計画及び収支計画が適切」であるか 		
事業計画	想定されるリスクと対応方針について	5	
	<ul style="list-style-type: none"> ・20年間「継続して運営できる仕組み」となっているか 		
価額提案	特定公園施設の建設に要する費用のうち、本市が負担する額について	5	15
	価額点=5(点)×(5,000千円－当該提案額(円))／5,000千円 ※提案額：本市が負担する額 ※小数点第2位を四捨五入		
価額提案	公募対象公園施設に係る年当たり使用料の総額について	10	
	価額点=10(点)×当該提案額／すべての応募者の提案額のうち最高額 ※提案額：使用料(円／(㎡・月))×公募対象公園施設面積(㎡)×12(月) ※小数点第2位を四捨五入		
合計		110	

- ・ 評価は以下のとおり5段階評価とし、合計して採点します。

<評価点>

評価	評価点数
A： 全体的に非常に優れた提案がされている	配点×100%
B： 全体的に優れた提案がされている	配点×80%
C： 良好な提案がされている	配点×60%
D： 提案がされている	配点×40%
E： 内容が不明瞭である	配点×20%

- ・ 各委員の採点結果を合計し委員数で割り、最も高い点数であった提案を最優秀提案、次に高い審査点数であった提案を次点提案とします。
- ・ 採点の結果が配点合計の6割未満の場合は、最優秀提案及び次点提案として選定しないこととします。

5) 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、本市ウェブサイトで公表します。

6) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となる場合があります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に問わずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(6) 公募設置等予定者等の決定

選定委員会での審査の結果、最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。

(7) 公募設置等計画の認定

本市は、公募設置等予定者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後に、公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

なお、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画が認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点以降の候補者との協議を開始します。

(8) 契約の締結等

1) 基本協定

本市は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

2) 設置許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置許可を得る必要があります。

3) 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、本市と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

(9) 法規制等

- ・提案内容は、都市公園法、岐阜市都市公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。
- ・事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。

(10) リスク分担

公募対象公園施設等の整備・管理運営における主なリスクについては、下表に示すリスク分担表の負担区分とします。なお、リスク分担に定めのない内容が生じた場合は本市と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

<リスク分担表>

リスクの種類	内容	負担者	
		本市	認定計画提出者
法令等の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務において第三者に損害を与えた場合		○
物価	公募設置等計画認定後のインフレ、デフレ		○
金利	公募設置等計画認定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大	本市の責任による運営費の増大	○	
	本市以外の要因による運営費の増大		○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷		○
債務不履行	本市の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴うリスク		○